

○国家公安委員会規則第八号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）、警察庁組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百三十七号）及び警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十一号）の施行に伴い、並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

国家公安委員会運営規則等の一部を改正する規則

（国家公安委員会運営規則の一部改正）

第一条 国家公安委員会運営規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項までの規定中「第五条第二項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

（刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する

規則の一部改正)

第二条 刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に、「中部管区警察局」を加える。

（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第三条 犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改める。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「第五条第二項第六号」を「第五条第四項第六号」に改める。

（警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則の一部改正）

第四条 警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第五条 犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第六条 薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国

家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第七条 犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年国

家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

（警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第八条 警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家

公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改める。

第二条中「第八十二条第二項第一号」を「第八十四条第二項第一号」に改める。

第三条中「第八十二条第二項第二号」を「第八十四条第二項第二号」に改める。

（不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第九条 不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年国

家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加える。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。